平成２３年（フ）第１３９号
北海道旭川市神楽岡11条６丁目２番３号
債務者　高橋のり子（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２３号
北海道旭川市７条通７丁目34番地
債務者　藤倉　英幸
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４２号
北海道旭川市永山１条14丁目２番５号　サンセットＮ１―14Ａ101号室
債務者　井上　正雄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４３号
北海道旭川市豊岡６条１丁目４番３―46号
市住87ＫＲ３―46号
債務者　渡邊　久惠
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４７号
北海道旭川市９条西２丁目２番28号　グランドマンション１Ｆ103号室
債務者　山崎　正博
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９５号
静岡県富士市大淵99番地の12、前住所静岡県富士市三ツ沢623番地の36
債務者　石川　敏夫
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２９５号
愛知県豊橋市南栄町字空池86番地　102
債務者　川原　貴博
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３１４号
釧路市芦野５丁目14番14号
債務者　木下　祐子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２７２２号
横浜市栄区元大橋１丁目２番19号　関ハイツＥ棟２―102号
債務者　吉田　幸子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８２６号
神奈川県綾瀬市上土棚北５丁目２番８号
債務者　米山　幹也
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８７５号
横浜市戸塚区原宿４丁目27番Ｂ―３―104号
債務者　小浜　　望
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９２８号
神奈川県海老名市中新田２丁目７番６―803号
債務者　秋山こと　朝来　清武
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９５２号
横浜市青葉区田奈町33番地13　モンブラン田奈104
債務者　中里佳代子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９６２号
横浜市港南区大久保２丁目20番25号　白梅荘201
債務者　竹内仙之助
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９９１号
横浜市中区竹之丸182番地１
債務者　渡部　和美
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部